

国家戦略特区等提案様式【マイナンバー・マイナンバーカード関係】

提案主体名	提案番号 (各自治体ごと)	枝番	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦制度の所管・関係全省庁	⑧検討要請対象省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
①北海道更別村		4①	行政サービスオンラインリーグの実現	行政、介護、防犯、支払い	各種証明書の交付を顔認証による「デジタル申請」で受け付ける。自治体側は情報の電子データを保管し、証明書を発行する仕組みを目指す。将来的には、顔認証による本人確認だけで手続き可能なデジタル窓口の開設を目指す。	マイナンバーカードに搭載される個人情報等が書き込まれているIC以外は規定がありません。(カードには、鍵と署名が搭載)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令第13~18条	マイナンバーカードを読み込みオンライン上で認証を行った、スマートフォンやウェアラブル端末をマイナーカードと同様に利用できるようになります。また、顔認証についてもスマートフォンやウェアラブル端末と同様に一度オンライン上で認証を行うことでマイナンバーカードと同様に利用でき、利便性が向上します。	デジタル庁	デジタル庁	住民票の写し等の交付制度については、なりすまし等不正当な手段による交付請求が行われることにより個人情報が漏えいすることを防ぐため、住民基本台帳法第12条第3項等の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うことされています。 オンラインによる住民票の写し等の交付請求については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により認められており、この場合の本人確認措置としては、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定により、請求を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないことされています。 オンラインの手続においては、このような電子証明書を活用する方法が、現時点では最も適切な本人確認の方法とされているところであり、ご提案の「顔認証」には画像の改ざんやなりすましの防止といったセキュリティの観点や本人により真正に成立したものと推定できる法的根拠が設けられていない等の法律上の観点から問題があるものと考えています。 なお、各種手続における本人確認について顔認証技術を活用することは、各種手続に必要とされる本人確認のレベルや、他の認証方法との併用等によって整理されるべきであり、例えば署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続について、顔認証技術を活用したアプリの開発に取り組むとともにスマートフォンに搭載される電子証明書の利用における顔認証技術の活用についても、課題を整理しつつ、検討を進めているところです。
①北海道更別村		4②	生き活きと豊かに暮らす社会を実現する顔認証サービス	生体認証を活用した共通IDにより、資格証明や支払いを簡易にします。	行政手続きのオンライン化によって職員コストの削減につながります。経済効果として、生産誘発額は16,000千円／年、1人の雇用増と試算しています。サービスデスクスタッフ（ミニース）の活用により生産誘発額20,000千円／年、3人の雇用増と試算しています。	マイナンバーカードに搭載される個人情報等が書き込まれているIC以外は規定がありません。(カードには、鍵と署名が搭載)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令第13~18条	マイナンバーカードを読み込みオンライン上で認証を行った、スマートフォンやウェアラブル端末をマイナーカードと同様に利用できるようになります。また、顔認証についてもスマートフォンやウェアラブル端末と同様に一度オンライン上で認証を行うことでマイナンバーカードと同様に利用でき、利便性が向上します。	デジタル庁	デジタル庁	ウェアラブル端末にマイナーカードの機能を搭載するにあたっては、搭載される情報が改ざん等されないことや、端末から読み出された情報が偽造されたものでないことを担保するなど、厳格なセキュリティの確保が必要と考えられます。 現在マイナーカードについては、耐タンパ性を有し、国際的なセキュリティ基準であるCC認証を取得する等、厳格なセキュリティ対策を講じており、仮にウェアラブル端末にマイナーカードを搭載したことなども、これに匹敵するセキュリティ対策が必要です。 なお、マイナーカードの利便性にも配慮し、マイナーカードの信頼性を基礎として、マイナーカードの電子証明書をスマートフォンへ搭載することを予定しており、スマートフォンのみでオンラインでの行政手続が可能となる仕組みを作ることとしています。この際、国際的なセキュリティ基準を満たした安全なICチップを有するスマートフォンを用いることとしています。 また、生体認証については、スマートフォンに搭載される電子証明書の利用に当たり、その課題を整理し、検討を進めることとしています。
③宮城県仙台市		2	マイナンバーを活用した労働時間等の情報の一部は、社会保険等の手続きのため、すでにマイナンバーに紐づかれているが、さらに広く労務データとの紐づけを可能とする規制改革により、副業・兼業など多様な働き方を応援する。 労務管理の透明化等により、マイナンバーによるビジネスマッチングプラットフォーム等を構築する。	労働時間等の情報の一部は、社会保険等の手続きのため、すでにマイナンバーに紐づかれているが、さらに広く労務データとの紐づけを可能とする規制改革により、副業・兼業など多様な働き方を応援する。 労務管理の透明化等により、マイナンバーによるビジネスマッチングプラットフォーム等を構築する。	マイナンバーをキーとしたビジネスマッチングプラットフォーム等を構築し、認証された事業者や労働者が必要に応じてアクセスを可能とすることで、複数社にわたる社会保険等手続きを円滑化及び労務管理の透明性の向上が図られ、時代のニーズに応じた副業・兼業などの多様な働き方が促進される。	マイナンバーの利用は福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものに限られている。  副業・兼業においては、労基法上、二以上の事業所で雇用されている場合は、労働時間を通算することとされており、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和2年9月改定）」においても、二社間で情報を照合したうえで管理すべきと記載されているが、労働者の自己申告に頼っている状態。労働時間の管理・把握が困難。	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第9条第2項（利用範囲） 第19条第8項（特定個人情報の提供の制限） ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年政令第155号） 第18条（個人番号カードの利用）	すでに、マイナンバーと労働時間や給与情報の一部は、社会保険等の手続きのために紐づかれているが、さらに労務データ（より詳細な日々の労働時間など）との紐づけを可能とする。	デジタル庁	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 ご提案の実現に当たっては、本規定の活用を検討いただきたい。

提案主体名	提案番号 (各自治体ごと)	枝番	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦制度の所管・関係全省庁	⑧検討要請対象省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	
⑤福島県会津若松市		15	1	マイナンバー利用による地域全体でのワンストップの実現	法定利用事務に関連した行政手続きでしかマイナンバー利用ができないが、オンライン・デジタルにおいて個人をユニバーサルに識別可能なマイナンバーはオンライン行政手続き非常に相性が良いため、行政手続きに限定せずに、官民問わず本人のオプトインに基づいてマイナンバーの提供・収集・利用を可能とする。	【社会的効果】【経済的効果】行政的手続きのみならず、都市OSと連携するすべてのサービス/市民生活に関連するサービスにおいて、ワンストップが実現可能となり、市民の利便性向上はもちろんのこと、行政を含むサービス提供者の情報収集等のコストも大幅に低減する。	個人番号の利用範囲について、マイナンバー法第9条第1項から第3項及び別表第1において、個人番号利用事務及び個人番号関係事務の範囲は、社会保障、税及び災害対策分野にホワイトリスト方式で限定されており、多様な行政手続きにおける一部しかカバーされていない。	・番号法 第9条（利用範囲） 第15条（提供の求めの制限） 第19条（特定個人情報の提供の制限） 第20条（収集等の制限）	行政手続きに限定しない、本人のオプトイン（明示的かつ事前の承諾）に基づくマイナンバーの提供・収集・利用について、番号関係事務に包含する形で整理 ・本人の意思による提供を許可（第19条） ・上記提供を受けたものは、オプトインを取得した範囲で番号関係事務として特定個人情報を利用可能（第9条及び第2条第11項）	デジタル庁	デジタル庁	個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であってもマイナンバー法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。 これは、「個人番号は、悉皆性、唯一無二性、視認性を有し、「民－民－官」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高いから」とされる。 このため、本人又は本人が同意した事業者に対するものであっても、マイナンバー法19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報の第三者提供を認めることが困難である。 なお、マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるもの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 ご提案の事業が、社会保障制度に関する事務その他これらに類する事務にあたるものかどうかを検討し、本規定の活用を検討いただきたい。
⑥茨城県つくば市		13	1	健康関連データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用等に関する特例措置【継続・一部変更】	自治体や国立大学法人、国立研究開発法人、医療機関、薬局等の各機関に分散する健康関連データ（生活ログ、食料品の購入履歴、診療履歴等の様々なデータ）をマイナンバーにより紐づけし、ワクチンの接種記録や処方箋、自治体健診のデータ等を、本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能とする。	生活ログ、食料品の購入履歴、診療履歴等の様々なデータを合わせた解析により、住民の属性や状況に応じたきめ細かい健康増進サービス等を効率的に提供することが可能となり、住民の健康寿命の延伸につながる食生活の改善、運動の習慣化等の行動変容の実現を目指す。さらには、健康寿命の延伸、医療費抑制が期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、個人番号を含む個人情報は同法第2条第8項により、特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）としての扱いとなり、同法第19条により提供先と利用範囲が限定され、また、同法第20条により収集及び保管も制限されている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項 第19条第20条	①自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、国家戦略特区に係る区域計画に記載された国立大学法人、国立研究開発法人等のうち本人が同意した公的機関に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。 ②自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、上記の機関に医療機関、薬局等の民間機関を加え、これらのうち本人が同意した機関に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。 ③自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。	デジタル庁	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるもの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 ご提案の実現に当たっては、本規定の活用を検討いただきたい。
⑦群馬県前橋市		1	1	マイナンバーカードとまえぱしIDの紐づけの実現	マイナンバーカードとまえぱしID（電子署名法の認定証明書が前提）との紐づけを可能にする規制改革を求める。紐づけ方法の一つとして電子証明書シリアル番号を介する方法があるが、これは電子証明書シリアル番号の外部提供が禁止されている現状では不可能であるため、当該規制を緩和する	社会生活において相手が何者かを確かめるための対面サービスや書面手続きの縛り（移動や書面記載の手間と時間）から解放され、より安全で利便性の高いサービスを享受することが可能となる。	電子証明書シリアル番号の外部提供が禁止され、マイナンバーカードとまえぱしIDの紐づけを行うことができない。結果として確定申告などマイナンバーの入力が求められる手続にまえぱしIDを用いることができない。	認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準第31条3項	①本人同意を確認する。 ②提供先は行政機関に限る、など厳格な要件を満たすことを前提に、連携認証事業者がまえぱしIDと紐づくマイナンバー（カード）の情報を第三者提供することを容認する	総務省 デジタル庁	総務省 デジタル庁	「マイナンバーカードとまえぱしIDの紐づけを行うことができない」という点について、どのような観点から「できない」とされているのか不明です。また、新たな措置の内容において、マイナンバーを第三者提供することの容認を求めているようにも見受けられることから、どのような事業をされいか把握するのが困難です。 署名検証するのは、電子署名法上の認定を受けた者でしょうか。署名検証するためには、公的個人認証法上届出をしていただく必要があります。また、シリアル番号の外部提供に言及されていますが、誰から誰に外部提供することを予定されているのでしょうか。外部提供されたシリアル番号からIDを生成するということでしょうか。 その上で、シリアル番号に関して言えば、シリアル番号をキーとして、あらゆる情報が紐付けされると、個人情報が容易に集約され、プライバシーの重大な侵害の恐れが高まるところから、シリアル番号を、個人を識別し管理するための符号として直接使用することを禁止します。また、電子署名等認証業務以外に外部に提供することを禁止しています。

提案主体名	提案番号 (各自治体ごと)	枝番	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦制度の所管・関係全省庁	⑧検討要請対象省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
⑨神奈川県小田原市	4	1	電気・ガスの使用量データに係る目的外使用規制の特例を設ける規制改革	本市は、スマートシティ構想（案）の中で、電気・ガス・水道の使用量データ等を、高性能なスマートメーターや地域マイクログリッドシステムを活用して、本市が一元的に把握（※1）したうえで、データ連携基盤（都市OS）を通じて防災、福祉、環境などの様々な分野で活用する「クリーン＆スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することを計画している（※2）。（※1）リアルタイム（厳密に言えばリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。）で計測することで、在宅状況や生活状況まで把握することが可能となる。（※2）個人情報の活用は本人の事前同意が基本である。	CSLIPにおいて、電気・ガス・水道の使用量データ等を、データ連携基盤（都市OS）を通じて様々な分野で簡便に分析・活用することが可能となれば、市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献する。なお、電気・ガス・水道の使用量データを大幅に把握する（※1）したうえで、データ連携基盤（都市OS）を通じて防災、福祉、環境などの様々な分野で活用する「クリーン＆スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することを計画している（※2）。（※1）リアルタイム（厳密に言えばリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。）で計測することで、在宅状況や生活状況まで把握することが可能となる。（※2）個人情報の活用は本人の事前同意が基本である。	電気・ガス・水道の使用量データを活用すれば、様々な市民サービスが可能となり、現在、産学官で検討や実証実験が進んでいる。 しかししながら、電気・ガス・水道の使用量データは以下のとおり扱いが異なっており、実装の妨げとなっている。 電気：料金算定以外での使用（目的外使用）を禁止（電気事業法第23条）。災害時等の情報提供は可能（同法第34条）。認定電気使用者情報利用者等協会を通じて提供は可能（同法第37条の3・R4.4施行）。	電気事業法第23条、ガス事業法第54条、同法第80条等	市長は、本市内における電気・ガスの使用量データについて、事業者に対して必要な情報を提供することを求めることができるものとする（※）。事業者は、市長の求めがあった時は、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じなければならない（事前合意に基づくリアルタイムでの情報共有を想定）。なお、市長は提供された情報について、適切に取り扱わなければならない。（※）電気とガスの使用量データの取り扱いを水道の取り扱いに合わせようとするもの。	経済産業省	経済産業省	<電気事業法> 改正電気事業法第37条の3～5に基づき、需要家の同意を得た電力データについては、認定電気使用者情報利用者等協会（認定協会）を通じ、託送業務以外の目的でも第三者が利用が可能となる。認定協会では、リアルタイムデータについても提供の対象にすることを検討しているところである。  <ガス事業法> ガス事業法第54条及び第80条においては、託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することを禁止行為として規定している。当該規定においては、情報が最終的にどのように伝達されるのか担保不能であるため、ガス事業と全く無関係の第三者に提供することも禁止しているものと解される。このため、市の情報の利用方法等が担保されない中で目的外使用規制の特例を設けることは困難。
⑩神奈川県小田原市	5	1	クリーン＆スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）においてマイナンバー（個人番号）による個人情報の検索・管理を可能とする規制改革	本市は、スマートシティ構想（案）の中で、電気・ガス・水道の使用量データ等を、データ連携基盤（都市OS）を通じて様々な分野で簡便に分析・活用することが可能となれば、市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献する。（都市OS）を通じて防災、福祉、環境などの様々な分野で活用する「クリーン＆スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することを計画している（※2）。CSLIPを効果的、効率的なものとするためには、複数のデータを、幅広い範囲で、かつ簡便に連携させることが重要であり、それが可能な手段を検討している。（※1）リアルタイム（厳密に言えばリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。）で計測することで、在宅状況や生活状況まで把握することが可能となる。（※2）個人情報の活用は本人の事前同意が基本。	CSLIPにおいて、電気・ガス・水道の使用量データ等を、データ連携基盤（都市OS）を通じて様々な分野で簡便に分析・活用することが可能となれば、市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献する。（都市OS）を通じて防災、福祉、環境などの様々な分野で活用する「クリーン＆スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することを計画している（※2）。CSLIPを効果的、効率的なものとするためには、複数のデータを、幅広い範囲で、かつ簡便に連携させることが重要であり、それが可能な手段を検討している。（※1）リアルタイム（厳密に言えばリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。）で計測することで、在宅状況や生活状況まで把握することが可能となる。（※2）個人情報の活用は本人の事前同意が基本。	複数分野でのデータ連携を簡便に行うためには、マイナンバーを活用して必要な情報の検索・管理を行うとともに、必要と認められる場合には第三者に情報を提供することが可能となることが有効である（マイナンバーを活用した個人情報の紐づけ）。しかししながら、現在、マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法第9条及び別表第1において、マイナンバーを含む個人情報の提供範囲は同法第19条及び別表第2において規定されており、本市がCSLIPにおいて活用することはできない。 例：使用量データで生活リズム把握→都市OSを通じて病院が当該情報を入手→電子カルテと連携させ正確な診療・治療へ <主な活用分野> ・防災（災害時のライフラインの確保、避難誘導の円滑化等） ・福祉（市民の見守り、在宅療養者の状況把握、生活リズムの把握による市民の健康増進等） ・交通・運輸（在宅状況を把握して配達時の不在を防ぐ等） ・環境（発電量と電気・ガス・水道の使用量を把握したうえでのきめ細やかな省エネ推進）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第9条及び別表第1、同法第19条及び別表第2等	マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法第9条及び別表第1において、マイナンバーを含む個人情報の提供範囲は同法第19条及び別表第2において規定されているが、本市の都市OS上において、特に市民の福祉の増進に資する事務の処理にマイナンバーを利用することを可能とし、必要な情報を必要な者に対して提供することができるものとする。 なお、市長及び情報の提供を受けた者は、個人情報について適切に取り扱わなければならない（本市個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱う予定。）。	デジタル庁	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 また、マイナンバー法別表第1の76の項には「健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものが規定されており、当該事務は社会保障制度、税制又は災害対策に関する事務として、同法第9条第1項における個人番号利用事務として規定されている。 これらを踏まえ、ご提案のうち防災及び市民の健康増進に関する事務についての実現に当たっては、マイナンバー法第9条第2項の活用を検討いただきたい。
⑪石川県加賀市	1	1	マイナンバーを活用した子どものトータルサポート（教育・福祉等連携）	子どものいじめ・虐待・貧困を早期発見し、マイナンバーを活用したブッシュ型の支援制度拡充を実現する。	子どものいじめ・虐待・貧困の解消につながる。	マイナンバーの利用範囲が社会保障・税・災害対策分野に限定されており、教育分野における活用が認められていない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条	マイナンバーの利用範囲として教育分野を追加する。	デジタル庁	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 また、マイナンバー法別表第1において、「住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」（別表第1の35の項）、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」（別表第1の91の項）が規定されており、これらの事務は低所得者に対する支援という観点から社会保障制度に関する事務として、同法第9条第1項における個人番号利用事務として規定されている。 これらを踏まえ、ご提案の事業が、社会保障制度に関する事務その他これらに類する事務にあらるものかどうかを検討し、マイナンバー法第9条第2項の活用を検討いただきたい。

提案主体名	提案番号 (各自治体ごと)	枝番	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社會的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法 令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦制度の所管・関係全 省庁	⑧検討要請対象省 庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	
⑩石川県加賀市		2	1	マイナンバーを活用した交通弱者等のサポート	地域公共交通を利用する際に、マイナンバーカードによる公的個人認証を行うとともに、免許返納情報や所得情報等の各種データをマイナンバーで連携することで、交通弱者の状況に応じて個人ステータス別の利用料金を適用する。	個別の手続きを要すことなく利用料金の無償化や減額を行い、誰もが移動しやすい環境を構築する。	マイナンバーの利用範囲が社会保障・税・災害対策分野に限定されており、交通分野における活用が認められていない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条	マイナンバーの利用範囲として交通分野を追加する。	デジタル庁	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉・保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 また、マイナンバー法別表第1において、「住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」（別表第1の35の項）、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」（別表第1の91の項）が規定されており、これらの事務は低所得者に対する支援という観点から社会保障制度に関する事務として、同法第9条第1項における個人番号利用事務として規定されている。 これらを踏まえ、ご提案の事業が、社会保障制度に関する事務その他これらに類する事務にあたるものかどうかを検討し、マイナンバー法第9条第2項の活用を検討いただきたい。
⑪長野県松本市	6 (1)	1	マイナンバーカードの徹底活用	マイナンバーカード交付時における本人確認がオンラインできるように緩和	取得の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得を促進する。	【15歳未満】「個人番号カード顔写真証明書」に法定代理人が必要事項を記載し、持参。 【高校・大学生】学生証を持参。（コピー不可） 【施設入所者】「個人番号カード顔写真証明書」に施設長が必要事項を記載し、持参。 【自宅介護者】代理申請が実質困難。	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第4-3	本人の来庁が困難な場合、スマートフォン等を使ったオンラインによる本人確認を可能とする措置	総務省	総務省	マイナンバーカードは地域を限定せずに本人確認書類として使用されるものであることから、ご提案は特区になじまないものと考える。	
⑪長野県松本市	6 (2)	1	マイナンバーカードの徹底活用	マイナンバーカード券面への性別記載廃止（運転免許証のように）	取得および利用の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得および日常利用を促進する。	「個人番号カード」の記載必要事項の一つに「性別」が含まれている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第7項	第2条第7項の記載必要事項から「性別」を削除	デジタル庁 総務省	デジタル庁 総務省	マイナンバーカードの券面表示については、マイナンバーカードは地域を限定せずに本人確認書類として使用されるものであることから、ご提案は特区で実現する提案としてなじまないものと考えます。	
⑫兵庫県養父市		1	マイナンバー搭載サブデバイス（2枚目のマイナンバーカード）	○サブデバイスの作成 オンライン身分証明書の機能を省いてオンライン認証機能に限定した、より使いやすいサブデバイス（2枚目のマイナンバーカード等）の実現  ○カード形状の変更 サブデバイスとして、現行カードとは異なる形状でのマイナンバーデバイス（＝マイナンバーウオッチ）の実現  ○記載事項の変更 カード自体には詳細情報を記載せず、カードリーダー等で読み取るなどして、より持ち歩きやすいものとする。指紋認証等による二段階認証によりセキュアな運用を目指す。	○「落とした場合にはオンラインで機能停止が可能で、写真やマイナンバーも表示されていない普段使いのカード」としての活用を提案する。 具体的には機能を制限した実用的な準カードあるいは電子デバイスへの機能付加による2枚目のカード発行による利便性の向上を図る。  ○カード形状の変更 サブデバイスとして、現行カードとは異なる形状でのマイナンバーデバイス（＝マイナンバーウオッチ）の実現  ○記載事項の変更 カード自体には詳細情報を記載せず、カードリーダー等で読み取るなどして、より持ち歩きやすいものとする。指紋認証等による二段階認証によりセキュアな運用を目指す。	○マイナンバー法第2条の7において、「この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事業その他総務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードであって、…」の他、省令において明確に記載される情報、カードの形状等が規定されており、記載される情報の取扱選択、形状の変更、別の物への搭載などができない。 その他、複数保有、（紛失せず）複数作成は認めていないなど。	○マイナンバー法第2条の7（個人番号カードの定義） ○マイナンバー法第16条の2（個人番号カードの発行等） ○さらに、健康管理にも活用できるウェアラブル端末に組み込んだマイナンバーウオッチの実現を目指す。 ○マイナンバー法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供に関する省令第25条（個人番号カードの様式）	○従来のプラスチックカードだけでなく、記載情報を制限した実用的な準カードあるいは電子デバイスへの機能付加による2枚目のカード発行による利便性の向上を図る。  ○さらに、健康管理にも活用できるウェアラブル端末に組み込んだマイナンバーウオッチの実現を目指す。	総務省 デジタル庁	総務省 デジタル庁	マイナンバーカードは、写真付きの本人確認書類として用いることができるところ、提案の「写真やマイナンバーも表示されていない普段使いのカード」をどのように用いるのか不明であり、単に本人認証をオンラインで行いたいのであれば、電子証明書を搭載することで解決されるものと考えます。 なお、電子証明書の移動端末設備への搭載については、すでに改正も行われ、まずはスマートフォンへの搭載を令和4年度中の実現に向け検討しております。これについては、別途「マイナンバーカード機能のスマートウォッチ等ウェアラブル端末への搭載」の再検討要請でお答えした回答をご参照ください。	

提案主体名	提案番号 (各自治体ごと)	枝番	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦制度の所管・関係全省庁	⑧検討要請対象省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
⑫兵庫県養父市	6	1	緊急搬送時の情報共有	○緊急搬送が必要なケースでは本人との意思疎通が難しいことも多く、カードの確認などもできないと考えられる。  ○生命の危機が迫る中、マイナンバーウオッチを常に身に着けていれば本人確認も容易になり、ウェアラブル端末の生体認証やマイナンバーを活用したデータ連携によって、個人の既往歴・健康状況等の確認が可能となり、よりスピーディーで的確な応急処置や治療の判断に反映することができるようになる。	○マイナンバーの有効活用手段の一つとなる。  ○緊急搬送における迅速な処置を可能にし、救命率の向上に寄与する。  ○ウェアラブル端末による継続的な健康情報収集により、緊急搬送までの健康状態のログ等が確認可能となり、処置の一助となる。	○個人認証のためには暗証番号の入力が必須である。  ○緊急搬送時における迅速な処置を可能にし、救命率の向上に寄与する。  ○ウェアラブル端末による継続的な健康情報収集により、緊急搬送までの健康状態のログ等が確認可能となり、処置の一助となる。	○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第64条の3（暗証番号入力）	○緊急搬送等事象を限定して、個人認証における暗証番号入力を省略、もしくは他の認証手段に替えることができる。  ○緊急時においては、救急隊員においても患者の既往歴・健康状態等の情報を確認することができる。	総務省 デジタル庁	総務省 デジタル庁	公的個人認証サービスにおいては、暗証番号による知識認証のほか、一定の性能や機能を持つ端末の設置などの設備・体制を整備し、総務大臣の認可を受けた特定利用者証明検証者においては顔認証により、当人認証を行うことができるとして、マイナンバーカードと併せて厳格な本人確認を実現しております。
⑬岡山県吉備中央町	XX	1	予防接種データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用範囲拡大	各種医療機関等に分散する予防接種の記録データについて、本人及び本人が提供することに同意した事業者等が参照することを可能とする。	子どもの予防接種の記録等を参照することにより、予防接種の呼びかけや、健康増進サービス等を提供することが可能となる。また、育児放棄や虐待などの検知が期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、特定個人情報は社会保障、税、防災以外の分野での利用が認められていない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条8項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について、新型コロナワクチン接種と同様に、各種予防接種にもマイナンバーを利用可能とする。  マイナンバーと予防接種の記録データを紐づけた特定個人情報について、本人の同意を前提としたうえでの第三者提供を可能とする。	デジタル庁	デジタル庁	マイナンバー法別表第1において、「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」（別表第1の10の項）が規定されており、当該規定に基づき個人番号を利用できることされている。  また、マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるもの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされており、当該規定に基づき地方公共団体において条例を定めることで、個人番号の利用が可能である。  ご提案の実現に当たっては、これらの規定の活用を検討いただきたい。
⑭山口県山口市	1	1	①マイナンバーの多目的利用に向けた規制緩和  ②お金とデータの地域内循環による地域課題の解決	①「マイナンバー（地域ID）」をキーとして、基本4情報・顔情報・口座番号（または地域ポイントカード）を本人の同意のもと、紐づけることで、確実かつ正確に個人を特定し、手ぶらで、接触や密を回避し、迅速かつ正確なワチントン接種の接種や買い物や移動における支払いを可能とともに、様々な分野のデータと連携することで、今まで見えてこなかった課題を可視化し、その課題解決に向けた新たなサービスの構築を図る。  ②マイナンバーをキーとして、金融機関との口座と連結させた顔認証や手のひら静脈認証等の生体認証により支払い管理ができるようにして、詐欺の防止に向けたタンス預金の解消を図るとともに、成年後見の財産管理等にも活用することなどで、高齢者等において、安全に、安心して、手間なく支払いができるような仕組みを構築するとともに、支払いデータを、POSデータや先端的なサービスで蓄積されたデータ等と連携させて、AIによる解析等をすることで、高齢者の見守り等の地域課題の解決を図る。	①地域内の生活活動や各種サービスの提供を受ける際には、マイナンバーの提示を行わず、マイナンバーに紐づけられた生体情報をもとに、生体認証機能を活用することで、顔や手のひら静脈等の「生体情報」をキーとして、迅速で正確な行政サービスや手ぶらでの買い物・移動など、便利で高品質のサービスの提供を可能とする。  ②地域外に“お金とデータ”が流出しにくくなり、地域内で資金とデータが循環することにより、事業の発展性が向上されやすくなる。  マイナンバーをキーとして、金融機関との口座と連結させた顔認証や手のひら静脈認証等の生体認証により支払い管理を行うことで、高齢者等の安全安心な支払いを可能とするとともに、先端的サービスで蓄積されたデータとマイナンバーに紐付けられるデータを連携させ、AI等でデータ解析することで、更なる高品質な市民サービスの提供が可能となる。さらに、そのサービスの提供による効果等のデータを取得し、AI等でデータ解析し新たなサービスを提供する循環型サービス提供システムの構築が可能となる。	更なる高品質な市民サービスを提供するにため、マイナンバーに紐付けられるデータ連記は必要不可欠であるが、マイナンバー（個人番号）を含む個人情報は「特定個人情報」に該当し、一般的の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人の同意があつても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八号及び第九号（定義）、第19条（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限）	ワクチン接種を始め、迅速で正確な行政サービスの提供や、官民で効率的な情報の連携、活用し、便利で高品質のサービスの提供が図れるように、マイナンバー制度を徹底的に活用するとともに、詐欺の防止に向けたタンス預金の解消や成年後見の財産管理等に向けて、マイナンバーをキーとして、口座と連結させた生体認証による支払管理を行い、高齢者等の安全安心な支払いを実現するために、特定個人情報を、個人情報と同等の位置付けするように、各条項における制限の緩和及び特例の設置。	デジタル庁	デジタル庁	マイナンバー制度では、①個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施する、②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、マイナンバー法の規定によるものに限定する、③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般的個人情報よりも厳格な保護措置が講じられている。  こうした措置は、マイナンバーが全住民に悉皆的に付番され、他の識別子に比べて識別強度が強く、情報のマッチングや集積した情報の名寄せなどによるプライバシー侵害を防止する必要があることから、住基ネット最高裁判決を踏まえ講じられたものであり、これらの緩和又は特例を設置することは困難である。